指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援) 重要事項説削書

していかいごよぼうしえん 指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援)

重要事項説明書

かめおかしちゅうぶちいきほうかつしえん かいごよぼうしえんじぎょうしゃ 亀岡市中部地域包括支援センター 介護予防支援事業者

かめおかしちゅうぶちいきほうかっしえん 亀岡市中部地域包括支援センター

○ 苦情受付窓口 (担当者)

かめおかしちゅうぶちいきほうかつしえん (亀岡市中部地域包括支援センター 管理者 中村 浩之]
じょうき たんとうしゃふざい ばあい たいおう しょくいん うけたまわ
*上記の担当者不在の場合は、対応した職員が 承 ります。

- 〇電話 0771-29-0015
- 営業日 月~金曜日

しゅくじつ ねんまつねんし 祝日、年末年始(12/29~1/3)休み

- ・当事業所以外に、下記の苦情相談窓口にもご相談いただけます。
 - かめおかしやくしょこうれいふくしか・ 亀岡市役所高齢福祉課

電話:0771-25-5170

きょうとふこくみんけんこうほけんだんたいれんごうかい・京都府国民健康保険団体連合会

電話:075-354-9090

きょうとふなんたんほけんしょ・京都府南丹保健所

電話:0771-62-4751

かめおかしちゅうぶちいきほうかつしえん がいよう 2. 亀岡市中部地域包括支援センターの概要

かめおかしちゅうぶちいきほうかつしえん していばんごう ていきょうちいき 亀岡市中部地域包括支援センター の指定番号およびサービス提供地域

a 称	かめおか し ちゅうぶちいきほうかつしえん 亀岡市中部地域包括支援センター
しょざいち 所在地	\(\pi \) 6 2 1 - 0 8 0 6
別往地	また また また また はんち もの 1 を
だいひょうしゃめい 代表者名	th 好孝
していばんごう 指定番号	2601600089
でんわばんごう電話番号	(0771) 29-0015
サービスを提供する地域	ましかわちょう ひえだのちょう おおいちょう ちょかわちょう 吉川町 薭田野町 大井町 千代川町

しょくいんたいせい 職員体制

職員体制	しゃかいふくしし かんりしゃ 社会福祉士 (管理者1名含む)	常勤	1名以上
	しゅにんかいごしぇんせんもんいん 主任介護支援専門員	常勤	1名以上
	保健師または経験ある看護師	常勤	1名以上
	かいごしえんせんもんいん介護支援専門員	常勤	1名以上

うんえい ほうしん **運営の方針**

- (1) ご利用者が介護が必要な状態になられても、ご利用者の心身の特性を
 **
 踏まえて、ご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活
 を営むことができるように配慮して行います。
- (2) ご利用者が介護を必要な状態になることを予防するための健康増進や、 かいご ひつよう じょうたい 介護が必要な状態となられても介護サービスを利用して自立した生活 が送れるよう生活機能の維持と向上を求めます。

- (3) ご利用者がお持ちの生活機能を損なわないよう「できることはできる限り じぶん 自分でする」ことを常に考えた援助をします。
- (4) ご利用者自身がどのようになりたいかを一緒に 考えご利用者が意欲を持って目標の達成ができるよう援助します。
- (5) ご利用者の要介護認定や要支援認定のための申請を、ご利用者のご希望を うかがいながらお手伝いをします。また、申請がお済みかどうかを確かめ、 必要であれば申請をお手伝いします。
- (6) ご利用者のご様子や、環境などに応じて、適切なサービスを選べるよう ご利用いただける事業所を全て紹介し、ご利用者にあった保健医療サービスや福祉サービスが地域や事業者から総合的に効果的に得られるように配慮します。
- (7)ご利用者の意思と人格を尊重し、いつもご利用者の立場に立ってご利用者に提供されるサービスの種類や利用する事業者に偏りのないよう提案します。
- (8) ご利用者が医療系サービスの利用を希望された場合などは、ご利用者の同意を得て主治の医師などの意見をいただきます。また、この意見を求めた主治の医師などに計画書の写しをお渡しします。また、ご利用になる訪問介護事業所などから伝えられた、ご利用者の口の中に関する問題やお薬が飲めているかなどの情報、訪問などで亀岡市中部地域包括支援センターがつかんだご利用者の状態などについて、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝えます。

- (9)障害者手帳をお持ちの方が介護保険サービスを利用される場合、特定相談している場合、特定相談しまれていますした。 れんらく 支援事業者と連絡をとりあいます。
- 4. 指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援) じっしがいよう の実施概要
 - *要介護認定申請の代行:要介護(要支援)認定を受ける為の申請をご利用者に か おこな 代わって行います。
 - ほうもん じょうたい はあく ため ほうもん おこな *訪問:状態を把握する為の訪問を行います。
 - *サービス計画作成の支援:介護保険サービスなどをご利用いただくための

 けいかく りょうしゃ かぞく いっしょ
 計画をご利用者やご家族と一緒につくります。
 - *経過観察・再評価: サービスを使われてからのご様子をお 伺 いし、必要があればサービスの見直しを 行 います。
 - *給付管理:事業所が行ったサービスを確認し、正しく保険請求されるよう
 - *相談苦情の対応:毎日の生活での困りごとの相談をお受けしたり、利用されている介護予防サービスなどに対する苦情をお伺いし解決のお手伝いをします。
- 5. 事業の提供方法
 - * ご利用者の相談を受ける場所 : 相談者宅、当センター及び電話
 - * サービス担当者会議の開催場所: 当センター、相談者宅、主治医の医療機関または、サービス提供事業所など。

かめおかしちゅうぶちいきほうかつしえん しょくいん きょたくほうもんひんど ずいじ *亀岡市中部地域包括支援センター職員の居宅訪問頻度: 随時

6. 料金

介護予防支援利用料は、指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援)・契約書・別紙のとおりです。いずれも、介護保険の給付が 支払われる場合、ご利用者の自己負担はありません。契約後、サービス計画を作る 途中で、ご利用者の御都合により解約した場合の解約料もいただきません。

7. 秘密保持

サービス提供をする上で、知ったご利用者やそのご家族に関する秘密を第三者に漏らしません。個人情報の取り扱いは、「個人情報の使用にかかわる同意書」に

したが、ます。また、この秘密保持は、契約終了後および職員の退職後も同様に守ります。

8. 事故などの対応について

事故や苦情にたいしては、事故がおきないように日ごろから注意するだけでなく、もし事故がおきてしまったときを考えて「事故対応マニュアル」「相談苦情が応マニュアル」をつくり、適切な対応ができるよう心がけています。また、事故などにそなえ保険にも加入しています。

- り. 人権の擁護・虐待などの防止について
- (1)ご利用者の人権の擁護・虐待などの防止のため責任者を設置し、その他、ひつよう たいせい せいび おこな じゅうじしゃ たい けんしゅう おこな 必要な体制の整備を行い、従事者に対し研修などを行います。
- (2) 虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は速やかにこれを亀岡市に通報します。
- (3) 必要に応じ成年後見制度等の利用方法を紹介し、必要な制度が活用できるようお手伝いします。

ぎゃくたいとううけつけまどぐち たんとうしゃ 虐待等受付窓口 (担当者)

かめおかしちゅうぶちいきほうかつしえんせん たー かんりしゃ なかむら ひろゆき 亀岡市中部地域包括支援センター 管理者 中村 浩之

じょうき たんとうしゃ ふざい ばぁい たいおう しょくいん うけたまわ
上記の担当者が不在の場合は、対応した職員が 承 ります。

10. ハラスメントについて

(1) 亀岡市中部地域包括支援センターは、適切な介護予防支援を提供する観点から職場などにおいて職員間やご利用者そのご家族などから行われる性的な情がどうまた、ゆうえってき、かんけい、はいけい きゅうぎょうかんきょう であって業務上 必要かつ相当な 範囲を超えたものにより、職員の就業 環境 が害されることを防止するための措置を講じています。

かめおかし ちゅうぶちいきほうかつしえんせんたー事業所名 亀岡市 中部地域包括支援センター

たんとうしゃ 担当者

たんとうしゃ へんこう きぼう せんりょ もう で 担当者の変更をご希望の方は、ご遠慮なくお申し出ください。後任者については、せきにん も で っ っ 責任を持って引き継がさせていただきます。

*当事業所の方針としまして、お心遣いなど一切ご遠慮させていただきます。

	かれ 令和	年	がつ 月	にち 日
事業者名称	かめおか	しちゅうぶちいきほうだ 「中部地域包	括支援センター	印
じぎょうしょじゅうしょ 事業所住所	かめおかり	しあまるべちょうたから う余部町宝	久保1番地の1	
tobhlelbh 説明者氏名				印

私は、この書面により、事業者から指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援) についての重要事項の説明を受け介護予防支援を受けることを了承しました。

利用可能な事業所の一覧にある事業所から自由に選べることや、計画書で事業所の紹介を受けた場合は、その理由を聞かせてもらえることの説明を受けました。
しようかい かかっ かたし にゅういん はあい にゅういんさき いりょうきかん かめおかしちゅうぶちいきほうかっしえん もし、私が入院した場合、入院先の医療機関に亀岡市中部地域包括支援センターの利用者であることを伝えます。

利用者	
じゅうしょ 住 所	
しめい 氏名	印
だいりにん 代理人	
生所	
しめい 氏名	印

こじんじょうほう しょう どういしょ 個人情報の使用にかかわる同意書

以下に定める条件のとおり、私(利用者)および代理人は亀岡市中部地域包括 しえん たいりにん かぞく こじんじょうほう した しる りょうもくてき ひつようさいていげん 支援センターが私と代理人、家族の個人情報を下に記す利用目的での必要最低限 での使用、提供、または収集することに同意します。

1.利用期間

サービス提供に必要な期間又は契約期間に準じます。

2.利用目的

- はうかいごにんてい ようしえんにんてい しんせい こうしん くぶんへんこうしんせい (1)要介護認定(要支援認定)の申請および更新、区分変更申請のため。
- (2)ご利用者にかかわるサービス計画作成とサービス提供の為のサービス たんとうしゃかいぎ じょうほうしゅうしゅう かんけいしゃ じょうほうきょうゆう 担当者会議の情報収集および関係者の情報共有のため。
- (3)医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、保健師(看護師)、社会福祉士、介護サービス事業者、自治体(保険者)その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- (4) ご利用者が医療サービスの利用を希望している場合および主治医などの いけん もと ひつよう ばあい 意見を求める必要がある場合。
- (5) 行政の開催する評価会議、地域ケア会議、サービス担当者会議。
- (6) その他サービス提供のために必要な場合。
- うえ かくごう きんきゅうれんらく ひつよう ばあい (7)上の各号にかかわらない、緊急連絡が必要な場合。
- (8)介護予防支援契約書 第17条における業務委託を行う場合、 じゅたくきょたくかいごしえんじぎょうしゃ 受託居宅介護支援事業者、および介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、 かいごよぼうにんちしょうたいおうがたきょうどうせいかつかいご いこう 介護予防認知症対応型共同生活介護へ移行された場合、ご利用者が要介護

にんてい う ばあい きょたくかいごしえんじぎょうしょ しせっ じょうほうていきょう 認定を受けられた場合の居宅介護支援事業所や施設などへの情報提供。

3.使用条件

- (1)個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供にかかわる目的以外には使用しない。またご利用者とサービス利用にかかわる契約の締結前より契約終了後においても第三者に漏らしません。
- (2)個人情報を用いた会議の内容や出席者について経過を記録し請求があかいには関示します。

	令和	年	がつ 月	にち 日
りょうしゃ 利用者				
tipj Ls 住所				
氏名				印
かぞくだいりにん				
じゅうしょ 住所				
しめい 氏名				印
つづきがら 続 柄				